

広島県告示第六百号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七条第一項及び第百十八条の規定によつて、航空学生（海上及び航空自衛隊）の採用試験について、次のとおり告示する。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験期日

- 1 第一次試験 令和七年九月二十日（土）又は二十七日（土）のうち指定する一日
- 2 第二次試験 令和七年十月十六日（木）から二十三日（木）のうち指定する一日
- 3 第三次試験 海上自衛隊 令和七年十一月二十一日（金）から令和七年十二月十七日（水）のうち指定する一日
航空自衛隊 令和七年十一月十五日（土）から令和七年十二月十八日（木）のうち指定する六日間

二 試験場所

- 1 第一次試験 受付後に通知する。
- 2 第二次試験 第一次試験合格通知によつて通知する。
- 3 第三次試験 第二次試験合格通知によつて通知する。

三 試験内容

- 1 第一次試験 筆記試験（国語、数学、英語及び地理歴史、公民又は理科）及び適性検査

- 2 第二次試験 航空身体検査、口述試験及び適性検査

- 3 第三次試験 海上自衛隊 航空身体検査（一部）
航空自衛隊 操縦適性検査及び医学適性検査

四 応募受付期間

令和七年七月一日（火）から令和七年八月二十九日（金）まで

五 応募資格

次のいずれにも該当する者であること。

- 1 令和八年四月一日現在において、海上自衛隊は、十八歳以上二十三歳未満の日本国籍を有する者、航空自衛隊は、十八歳以上二十四歳未満の日本国籍を有する者で、次の各項目のいずれかに該当する者であること。
 - (一) 高等学校又は中等教育学校卒業者（令和八年三月に卒業見込みの者を含む。）
 - (二) 前項目に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（令和八年三月三十一日までに、これに該当する見込みのある者を含む。）
 - (三) 高等専門学校第三学年次修了者（令和八年三月修了見込みの者を含む。）
- 2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者であること。

六 合格発表日

1 第一次試験 令和七年十月十日（金）

2 第二次試験 海上自衛隊 令和七年十一月十三日（木）

航空自衛隊 令和七年十一月六日（木）

3 第三次試験 令和八年一月二十六日（月）

七 その他

1 採用は、令和八年三月下旬から四月上旬とする。

2 詳細は、自衛隊広島地方協力本部又は同地方協力本部の出張所等に問い合わせること。